

# 総務省

Ministry of  
Internal Affairs and  
Communications

MIC

1月号

2016 January

No.181



みなさんと総務省を結ぶ情報誌

## 特集 個人番号カードと 公的個人認証サービス

MIC FOCUS  
第5回  
緊急消防援助隊  
全国合同訓練〔千葉県〕

地方のかがやき  
豊かな自然と多くの文化財を  
絶やすことなく今日へ伝えるまち  
福島県下郷町





# 総務省

1月号  
2016 January  
No.181

みなさんと総務省を結ぶ情報誌

## Contents

02 MIC CLOSE UP!!  
よりよい暮らしへ マイナンバー制度

04 特集  
個人番号カードと  
公的個人認証サービス

10 MIC FOCUS  
第5回 緊急消防援助隊  
全国合同訓練(千葉県)



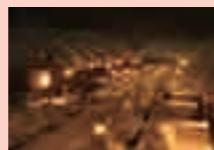
12 MIC NEWS 01  
1月26日は文化財防火デー

14 MIC NEWS 02  
消防自動車や救急自動車の緊急通行に対する  
ご理解とご協力をお願いします

16 MIC NEWS 03  
ご家族にもご確認ください  
お手元に満期を過ぎた  
郵便貯金はありますか

18 MIC NEWS 04  
第2回 地域おこし協力隊  
全国サミット in ひょうごが開催されました

20 地方のかがやき  
豊かな自然と多くの文化財を  
絶やすことなく今日へ伝えるまち



## 福島県 下郷町



# よりよい暮らしへ マイナンバー制度



### 制度実施の流れ

#### 平成28年1月～

- 社会保障・税・災害対策の手續で、マイナンバーの利用が開始
- 申請者に、個人番号カードを交付

#### 平成29年1月～

国の行政機関の間で、情報連携を開始

#### 平成29年7月～

地方公共団体等も含めた、情報連携を開始

(参考)法人には、平成27年10月から法人番号が通知されます。

## マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく。

マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、様々なメリットをもたらします。

### 公平・公正な社会の実現

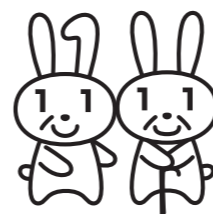
適正・公平な課税を実現します。

所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。



年金などの社会保障を確実に給付します。

未払い・不正受給を解決します。



### 行政の効率化

行政手續が、早く正確になります。

各機関で作業の無駄が削減され、手續がスムーズに!



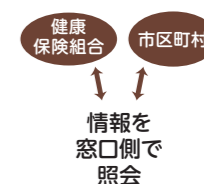
災害時の行政支援にマイナンバーを活用します。

被災者台帳の作成などにより、迅速な行政支援を実現します!

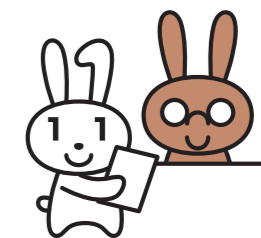


### 国民の利便性の向上

社会保障関係の各種申請で、書類の添付が減ります。



事前の書類取得の必要なし!





## 「メリット」いっぱい「個人番号カード」

### マイナンバーを証明する書類として

マイナンバーの提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。



券面  
を利用

### 各種行政手続のオンライン申請等に

平成29年1月に開設されるマイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用できます。



電子証明書  
を利用

### 本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。

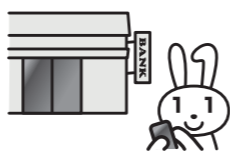
金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で利用できます。



券面 または  
電子証明書  
を利用

### 各種民間のオンライン取引等に

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みです。



電子証明書  
を利用

### 様々なサービスがこれ一枚で※

市区町村や国等が提供する様々なサービス毎に必要な複数のカードが個人番号カードと一体化できます。

健康保険証としての利用も可能とする予定です。



券面 または  
電子証明書 または  
アプリ  
を利用

### コンビニなどで各種証明書の取得に※

コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。



電子証明書 または  
アプリ  
を利用

※お住まいの市区町村によりサービスの内容が異なります。

詳細は公式サイト [個人番号カード メリット](#) [検索](#) でご覧いただくか、市区町村にお問い合わせください。

## とっても便利! 「コンビニ交付サービス」

### 取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 住民票記載事項証明書\*
- 各種税証明書\*
- 戸籍証明書\*
- 戸籍の附票の写し\*

※コンビニ交付導入市区町村の中でも対応していない市区町村もあります。

※12/29～1/3を除く。

いつでも 早朝から深夜(6:30～23:00)まで、土日祝日※も対応。

どこでも 全国の約47,000店舗で取得できる。

### コンビニ等(約47,000店舗)



※1 一部店舗でのみご利用いただけます。  
※2 千葉県内2店舗、埼玉県内1店舗で営業時間内にご利用いただけます。

- 現在、約100市区町村がサービスを導入しており、導入市区町村の人口は、約2,000万人です。
- 平成28年度中に、導入市区町村は約300に増加し、約6,000万人が利用できることとなる予定です。
- さらに、約500の市区町村が導入を予定しており、1億人を超える人が利用できることとなる見込みです。

# 個人番号カードと公的個人認証サービス

個人番号カードは無料で取得でき、本人確認に利用できる公的身分証明書です。個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や、様々な本人確認の場面で利用できるカードです。市町村に申請することで、平成28年1月以降に交付されます。

個人番号カード

## あなたの「個人番号カード」が申請できます

オモテ



・おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できます。

ウラ



ICチップが搭載され、電子証明書とアプリを格納できます。

・うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができます。

※初回の交付手数料は無料ですが、紛失その他に伴う再交付手数料は有料です。

## 「セキュリティ」もしっかり「個人番号カード」

### ICチップ

#### 必要最小限の情報のみ記録

「税関係情報」や「年金関係情報」など、プライバシー性の高い情報は記録されません。

#### 記録情報の盗取は困難

不正に情報を盗取しようとする各種手法に対し、自動的に記録情報を消去する機能など、対抗措置を施しています。

#### 利用には暗証番号が必要

電子証明書ごと、アプリごとに、暗証番号が設定されています。仮に紛失しても、拾得した第三者は、暗証番号を知らないと利用できません。また、暗証番号は、入力を一定回数以上間違えるとロックされます。

#### セキュリティの国際標準の認証を取得

ICカードのセキュリティの国際標準である「ISO/IEC15408認証」を取得しています。

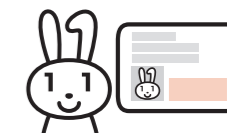


### 24時間365日の コールセンターを設置

仮に紛失した場合、コールセンターに電話で連絡すれば、カードの一時停止措置が取られ、カードの第三者によるなりすまし利用を防止します。



### 券面



#### 顔写真付※のため悪用は困難

仮に紛失しても、拾得した第三者が、容易になりすますことはできません。※顔写真貼替防止対策も施しています。

#### 各種対策により偽造は困難

文字をレーザーにより彫りこむとともに、複雑な彩紋パターンを施す等により、券面の偽造を困難にしています。

## その他の申請方法

**スマートフォンから**

- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影。\*1
- ②スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスしてメールアドレスを登録。
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。
- ④画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

**自宅のパソコンから**

- ①デジタルカメラ等で顔写真を撮影して申請するパソコンに保存。
- ②申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。\*2
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。
- ④画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

**まちなかの証明用写真機から\*3**

- ①申請可能な証明用写真機に、交付申請書を持参の上、入る。
- ②タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- ③画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- ④画面の案内にしたがって、顔写真を添付して送信。

- \*1 あらかじめ撮影していなくても、④の場面で撮影することもできます。
- \*2 申請用WEBサイトにアクセス後、そのURLが「https://net.kojinbango-card.go.jp」であることを確認することで、サイトが真正であることを確認してください。
- \*3 まちなかの証明用写真機は、利用の多い場所から順次対応していく予定であり、申請できるものとできないものがあります。詳細は公式サイト「個人番号カード 申請」をご覧ください。

## 受け取りの方法

**個人番号カード受け取りの手順**

- ①平成28年1月以降、交付場所などをお知らせする**交付通知書(はがき)**が申請者のご自宅に届きます。
- ②**必要な持ち物**をお持ちになり、**交付通知書(はがき)**に記載された期限までに、記載された交付場所に**ご本人**がお越し下さい。  
\*15歳未満の者又は成年被後見人には、その法定代理人が同行して下さい。
- ③交付窓口で本人確認の上、**暗証番号**を設定していただくと、カードが受け取れます。  
\*暗証番号はお越しになる前にあらかじめ考えておいてください。

- ・マイナンバーを証明する等、大切なカードですので、その受け取りは、必要書類をはじめ厳格な手続となります。ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。
- ・不明な点がありましたら、以下のコールセンターまたはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

### マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。

マイナンバー  
**0120-95-0178(無料)**

※間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう十分に注意してください  
平日=9:30～22:00 土日祝=9:30～17:30  
(年末年始12月29日～1月3日を除く)

- \*一部IP電話等で左記ダイヤルに繋がらない場合(有料)
- ・マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250
- \*英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル
- ・マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・「通知カード」「個人番号カード」に関すること 0120-0178-27
- (英語以外の言語については、平日=9:30～20:00 土日祝=9:30～17:30までの対応となります)



## 個人番号カードの交付申請方法

**1** お住まいの場所に届けられました通知カードに、「個人番号カード交付申請書」と「音声コード及び申請書ID控」がついておりますので、次のようなかたちで、個人番号カード交付申請書を切り離します。  
\*通知カードがまだ届いていない方は、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

**通知カード**  
お一人お一人のマイナンバーをお知らせするカードです。行政機関の窓口等でマイナンバーを求められた際に利用可能です。ただし、本人確認を行うために、運転免許等の書類提示が必要となります。

← ※ミシン目に沿って切り離してください

**個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書**

← ※ミシン目に沿って切り離してください

**音声コード及び申請書ID控**  
視覚障がい者用の音声コードが記載されており、スマートフォンや専用の機器等で読み込むことにより、ご自身のマイナンバーを音声で聞くことができます。また、申請書IDも記載されており、お問い合わせの際に必要なとなりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

**2** 切り離した申請書に顔写真を貼付の上、必要事項を記入します。

オモテ

ウラ

**3** 通知カードとともに同封されている返信用封筒に、記載した申請書を封入し、郵送して下さい。

← 世帯分の申請書をまとめて封入いただけます。

詳細は公式サイト「個人番号カード 申請」検索をご覧ください。



## 😊 公的個人認証サービスを利用して e-Taxで確定申告!

電子証明書は様々なオンライン手続に利用できます。中でも代表的な「e-Tax(インターネット)」では、所得税の確定申告ができます。行政機関のオンライン手続を利用する際は、パソコンや周辺機器の準備、ソフトウェアのインストール等が必要です。e-Taxでの所得税の確定申告を例にとり、初めてオンライン手続を利用する際の手順を簡単にご紹介します。

### e-Taxとは?

所得税の確定申告等、国税に関する各種の申告・申請及び納税手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。



国税庁ホームページ TOP画面



確定申告書作成コーナー TOP画面

### 1 個人番号カードおよび電子証明書を取得します

マイナンバーの通知とともに郵送される個人番号交付申請書に写真を添付して返信してください。その際、電子証明書の発行を希望する旨の申請を行ってください。申請の後、運転免許証などの公的証明書を持参し、市区町村窓口に来庁することで交付が受けられます。

### 2 パソコンとICカードリーダーを準備します

インターネットに接続されたパソコンとICカードリーダーを用意し、ICカードリーダーのドライバのインストール等のセットアップを行います。  
●市区町村窓口で、対応するICカードリーダーの機種を確認してください。  
また、右記サイトでも対応機種や入手先を確認できます。▶ <http://www.jpki-rw.jp/portal/>

### 3 国税庁ホームページへ

- 1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスし、「作成開始」をクリック
  - 2 「e-Tax」をクリック
  - 3 ご利用のパソコンの環境を確認後、「事前準備セットアップ」をクリックし、事前準備に必要なソフトウェアをインストール
- 国税庁ホームページ▶ <http://www.nta.go.jp/>

### 4 e-Taxの開始(変更等)届出書を送信します

- e-Taxの開始(変更等)届出書を送信します。
- 1 「利用者識別番号(16桁)をお持ちでない方」をクリックし、氏名や住所の登録
  - 2 氏名や住所等の登録後、暗証番号、納税用確認番号等の設定
  - 3 入力内容の確認後、送信を行い、利用者識別番号の通知を受ける。

### 5 初期登録を行います

画面の案内に従い、電子証明書の登録を行います。ここまでで初期登録は完了です。

### 6 確定申告書の入力を行い、送信します

入力画面で確定申告書を作成し、自己の電子署名を付して送信します。  
※ステップごとの具体的な操作方法は「申告書の作成方法や具体的な入力例」を確認してください。

公的個人認証サービスについて、詳しくは、以下のポータルサイトをご覧ください。確定申告期など市区町村の発行窓口が混雑する時期があるため、電子証明書の取得は、あらかじめ余裕を持って行ってください。

公的個人認証サービスポータルサイト▶ <http://www.jpki.go.jp/>

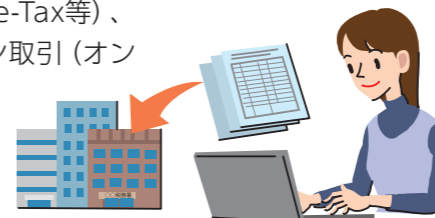
## 安全な手続のための 公的個人認証サービス

誰もが安心してオンライン手続を行うには、他人を装って虚偽の申請を行う「なりすまし」や、送信されたデータを第三者が書き換える「改ざん」などへの対策が必要です。公的個人認証サービスは「なりすまし」や「改ざん」を防ぎ、インターネットを通じて安全・確実な行政手続などを行うための機能を、電子証明書という形で提供しています。あなたも公的個人認証サービスの電子証明書で、便利なオンライン手続を始めてみませんか?

## 😊 公的個人認証サービスの「電子証明書」が 2種類になり、便利になります!

### 署名用電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。  
例：電子申請(e-Tax等)、民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の登録等。



### 利用者証明用電子証明書

インターネットサイトやコンビニに設置されているキオスク端末等にログイン等をするときに利用します。  
例：行政サイト(マイナポータル等)へのログイン、民間サイト(オンラインバンキング等)へのログイン、コンビニ交付サービスの利用等。



詳しくは、ホームページをご覧ください▶ [http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/kojinninshou-01.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-01.html)

## 😊 公的個人認証サービス利用の注意点

公的個人認証サービスは、オンライン申請における本人確認手段及び利用者本人であることの証明手段として使うことができます。それだけに、その利用には十分な注意が必要です。

### 公的個人認証サービスを利用するには、こんなことに注意!

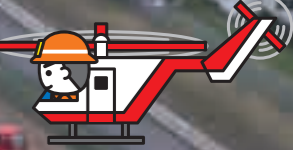
- 利用者は十分な注意をもって、電子証明書が格納されているICカード及びそのパスワードを安全に管理しなければなりません。(特に署名用電子証明書は、自署や押印に相当する法的効果を認められています。)
- 署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書ともに、有効期間は発行日後の申請者の5回目の誕生日までです。
- 利用者は、公的個人認証サービスポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)の公的個人認証サービス利用者規約に記載されている事項を確認する必要があります。



### 署名用電子証明書

●氏名 ●住所 ●生年月日 ●性別…等  
国際標準規格に準拠/偽造困難





第5回

# 緊急消防援助隊 全国合同訓練(千葉県)

平成27年11月13日(金)、14日(土)の2日間、千葉県千葉市、市原市等において「第5回緊急消防援助隊全国合同訓練」を実施しました。消防庁では、緊急消防援助隊の消火・救助技術や連携活動能力等の向上を図ることを目的として、緊急消防援助隊が発足した平成7年度に第1回を開催して以降、5年に一度、全国の緊急消防援助隊が一同に会して行う全国合同訓練を実施しています。

## 1日目

### 本部運営訓練会場

訓練場所 ▶ 千葉県庁 / 市原市役所・山武市役所 / 千葉県内7消防本部  
 主な訓練 ▶ 消防応援活動調整本部運営訓練 / 災害対策本部運営訓練 / 指揮本部・指揮支援本部運営訓練

### 即応救助訓練会場

訓練場所 ▶ 蘇我スポーツ公園  
 主な訓練 ▶ 土砂災害救助訓練 / 多重衝突事故救助訓練

### 救助連携訓練会場

訓練場所 ▶ 養老川河川敷  
 主な訓練 ▶ 漂流者救助訓練 / 大規模

瓦礫・土砂災害救助訓練 / 大規模火災消火訓練

### 輸送連携訓練会場

訓練場所 ▶ 海上自衛隊下総航空基地 / 陸上自衛隊木更津駐屯地  
 主な訓練 ▶ 緊急消防援助隊員及び資機材等の輸送訓練

### 宿営訓練会場

訓練場所 ▶ 蘇我スポーツ公園 / 市原市総合防災センター / 海上自衛隊下総航空基地(航空隊)

大規模瓦礫・土砂災害現場において活動する救助隊



隊員激励のため訓練会場を巡視する高市総務大臣

## 2 ブラインド訓練による指揮能力の向上



消防応援活動調整本部における部隊の投入先の調整・決定

訓練開始後に複数会場に関する災害状況が随時付与され、進出してくる緊急消防援助隊の各大隊等の編成・装備・進出状況等に応じ、投入先・規模等を調整の上、決定する等、部隊指揮も含めたブラインド訓練を実施しました。



航空機事故救助訓練

## 1 陸路以外の進出手段の強化

首都直下地震や南海トラフ地震等において陸路で迅速な進出が困難になることを想定し、自衛隊の大型ヘリコプターや輸送機、民間のフェリーや航空機など陸路以外の多様な手段による部隊進出を実施しました。



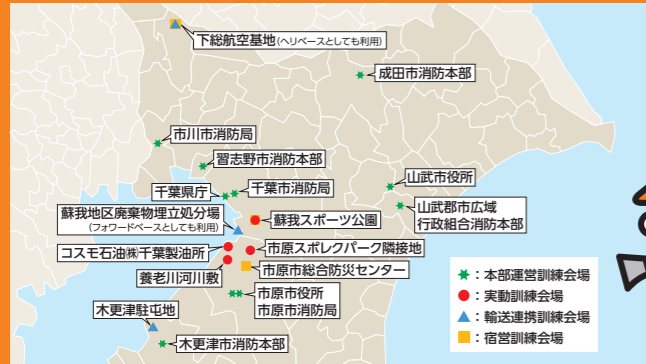
自衛隊大型ヘリコプター(CH-47)による隊員及び資機材の輸送



自衛隊輸送機(C-130)による進出



民間航空機による部隊参集



# 重点推進事項



首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた対応力強化に向けて、全国規模の参集訓練及び実践的な部隊運用訓練を実施し、より迅速な参集体制の確立及び連携活動能力の向上を図るため、本訓練において重点的に推進する事項として4項目を定め、千葉県内18箇所で開催しました。

## 4 新設部隊や新型特殊車両の運用強化

発災後に先遣出動する統合機動部隊が、迅速に現場に進出して活動を開始し、後続する隊に被害情報等を伝達するとともに、全国2地域のみ配備されているドラゴンハイパー・コマンドユニットが石油コンビナート事業所の自衛防災組織と連携した消火活動を行う等、新設部隊の運用訓練を実施しました。



ドラゴンハイパー・コマンドユニットによる石油コンビナート災害対応

また、夜間に部隊間の作戦会議を行うためのスペースとして拠点機能形成車を活用する等、近年配備している特殊車両の運用訓練を実施しました。



拠点機能形成車を活用した作戦会議

## 3 各レベルにおける実動機関の連携強化



千葉県災害対策本部運営訓練における実動機関の調整会議

千葉県災害対策本部は、政府現地対策本部と調整の上、実動機関共通の活動方針等を決定し、市災害対策本部や消防本部を通じ、現地合同指揮所へ伝達するとともに、現地合同指揮所では、この方針等を踏まえ、各部隊の任務、活動範囲等を調整した上で活動する等の訓練を実施しました。



現地合同指揮所における関係機関との活動調整



DMATと連携した応急救護・トリアージ

## 2日目



座屈したビルからの救助活動



訓練終了式で挨拶をする土屋総務副大臣

### メイン総合訓練会場

訓練場所 ▶ 市原スポレクパーク隣接地  
 主な訓練 ▶ ビル座屈・地下街崩落事故救助訓練 / 列車脱線・落下事故救助訓練 / 津波漂流・孤立者救

助訓練 / 木造家屋倒壊事故救助訓練 / トンネル崩落事故救助訓練 / 瓦礫・土砂災害事故救助訓練 / 航空機事故救助訓練 / 毒劇物事故救助訓練 / 大規模火災空中消火訓練

### 石油コンビナート等災害対応訓練会場

訓練場所 ▶ コスモ石油株式会社千葉製油所  
 主な訓練 ▶ 危険物タンク火災消火訓練 / 足場パイプ崩落事故救助訓練 / 高圧ガスタンク火災消火訓練 / 栈橋・船舶火災消火訓練 / 海上への油流出事故対応訓練

### ● 第1回～第4回緊急消防援助隊全国合同訓練実施状況

回	年度	開催日	開催地	参加本部数等
第1回	平成7年度	H 7.11/28.29	東京都	参加本部数等：98本部 135隊 1,500名
第2回	平成12年度	H12.10/23.24	東京都	参加本部数等：148本部 206隊 1,922名
第3回	平成17年度	H17. 6/10.11	静岡県	参加本部数等：206本部 386隊 1,953名
第4回	図上訓練 (平成21年度)	H22. 1/28.29	開催地：愛知県・和歌山県・徳島県	参加本部数等：81本部 370名
	部隊運用訓練 (平成22年度)	H22. 6/ 4. 5	開催地：愛知県	参加本部数等：223本部 411隊 2,138名



**【過去の火災一覧】** 近年の重要文化財建造物における火災

- 平成20年 5月 ————— 大阪府吹田市 吉志部神社本殿 (重要文化財)
- 平成21年 3月 ————— 奈良県天理市 石上神宮摂社出雲建雄神社拜殿 (国宝)
- 平成24年12月 ————— 神奈川県横浜市 旧住友家侯野別邸 (重要文化財)
- 平成24年12月 ————— 岡山県岡山市 金山寺本堂 (重要文化財)



【平成27年1月26日】聖徳記念絵画館 (東京都新宿区) における消防訓練の様子 (消防庁長官・文化庁次長による視察を実施) 【写真提供: 東京消防庁】

# 文化財防火デー

1月26日は

文化財は国民共通の財産であり、文化財を火災や震災等の災害から保護し後世に残すことは、現代の私たちに課せられた重要な責務です。



【平成27年1月26日】丸岡城 (福井県坂井市) における消防訓練の様子 (消防庁次長・文化庁長官による視察を実施) 【写真提供: 文化庁】

**第62回文化財防火デー**  
主な消防訓練場所 (予定)

**場所** 根来寺 (和歌山県岩出市)  
**日時** 平成28年1月26日 (火) 13時30分～

その他の地域における訓練等の予定につきましては、最寄りの消防署へお問い合わせください。

文化財防火デーにともなう主な消防訓練等実施文化財 (過去5年間)

開催年	文化財
平成23年 第57回	功山寺仏殿 (山口県下関市)
平成24年 第58回	二条城 (京都府京都市)
平成25年 第59回	善導寺 (福岡県久留米市)
平成26年 第60回	出雲大社 (島根県出雲市)
平成27年 第61回	丸岡城 (福井県坂井市)

文化庁ホームページ (第61回文化財防火デーにおける、各地の主な消防訓練の様子など)  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/boka\\_day.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/boka_day.html)

「文化財防火デー」とは？

昭和24年1月26日に、法隆寺金堂 (奈良県生駒郡) から出火した火災によって、1300年の歴史を持ち、世界的な至宝と言われた金堂の壁十二面に描かれた仏画の大半が焼損しました。

さらにその後も文化財の焼失等が相次ぎ、このような被害から文化財を守るとともに、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から、消防庁と文化庁の共唱により、法隆寺金堂が焼損した日である1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心に、文化財建造物等における防火運動を全国で展開しています。

我が国の文化財建造物はその多くが木造であり、美術工芸品についても木や紙又は布等の燃えやすい材質により造られているものが多く、火災による焼損の危険にさらされています。

このような文化財を災害から守るには、文化財関係者や関係機関だけではなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要となります。

「文化財防火デー」では、文化財関係者、消防関係者及び地域住民が協力して、全国各地で消防訓練が実施されます。この機会に、文化財愛護の意識や、防火・防災意識の高揚に努めましょう。





皆さん、消防隊が消火活動のために使用する水は、ごつやごつや補給しているか知っていますか？

池や川の水を吸い上げ補給することもあります。池や川の水を吸い上げ補給することもあります。池や川の水を吸い上げ補給することもあります。

しかし、消火栓や防火水槽付近の駐車車両により(下の写真)、水が補給できず消火活動に支障をきたすことがあります。

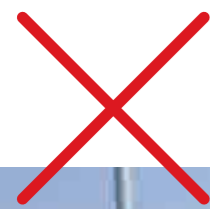
消火栓や防火水槽付近に駐車することは法律においても禁止されていますので、絶対に駐車しないでください。

**消火栓や防火水槽付近への駐車は禁止されています**

# 消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします



## 緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします



### 消火活動の妨げにならないように



消火栓の上に車が止まっているため、消防自動車が消火栓を使用することができません。



消火栓は、消防自動車が吸水しやすいように、道路脇や歩道上に設置されています。消火栓など、消防水利周辺への駐車はやめましょう。

自動車やバイクの運転中に緊急自動車(救急自動車)が近づいてきたら、進路をスムーズに譲ることが出来ますか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。そのため、道路交差点においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められています。緊急自動車は、一般車両の協力が必要不可欠です。

自動車などの運転中に緊急自動車に接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。

自動車やバイクの運転中に緊急自動車(救急自動車)が近づいてきたら？



**道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が次のように定められています。**

● 交差点又はその付近の場合  
交差点を避け、かつ、道路の左側(一方通行となっている道路において、その左側によることが緊急自動車の通行の妨げとなる場合は、道路の右側)に寄って一時停止しなければならない。

● 交差点又はその付近以外の場合  
道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。

### 駐車が禁止されている主な場所

消火栓、防火水槽などから5メートル以内の部分



消火活動や救急活動へのご理解とご協力をお願いします。



## Q&A

**Q.1** 満期後一定期間経過すると払い戻しを受けられなくなるのは、どのような郵便貯金ですか？

**A.1** 郵政民営化(平成19年10月1日)より前にお預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金(住宅積立、教育積立を含む。)です。

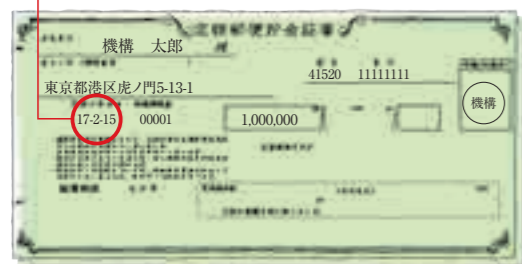
**Q.2** 「満期」はいつくるのですか？

**A.2** 郵便貯金が満期となる時期は、郵便貯金の種類ごとに次のとおりです。(住宅積立・教育積立については下記のウェブサイトをご覧ください。)

- ① 定額郵便貯金の場合
  - ・預入の日から起算して10年が経過したとき
- ② 定期郵便貯金の場合
  - ・預入期間が経過したとき(郵政民営化前に自動継続扱いとしていても、民営化後は自動継続されていませんのでご注意ください。)
- ③ 積立郵便貯金の場合
  - ・据置期間(積立期間)が経過したとき。

### 定額郵便貯金証書

お預かり年月日の10年後が満期日です。



### 定期郵便貯金証書

お預かり年月日から預入期間が経過したときが満期日です。



個別のお取引内容についてのご相談・お問い合わせは、**お近くの郵便局またはゆうちょ銀行店舗まで**

またはゆうちょコールセンター(0120-108420〈通話料無料〉) ※受付時間/平日 8:30~21:00、土・日・休日 9:00~17:00

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 ▶ 〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 電話 03(5472)7101

更に詳しくお知りになりたい方は、<http://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent.html>まで

**Q.3** Q1の郵便貯金は、満期後一定期間経過すると、どうして払い戻しができなくなるのですか？

**A.3** これらの郵便貯金には、郵政民営化前と同様、旧郵便貯金法\*の規定が適用されています。同法において、満期後20年間お取扱いがない郵便貯金の払い戻しをお願いする催告書を発送後、2か月間、お客さまから払い戻しのご請求がない場合は、その郵便貯金の権利は消滅する旨が定められています。このため、払い戻しができなくなります。

\* 郵便貯金法は郵政民営化に伴い既に廃止されておりますが、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」附則第5条の規定により、郵政民営化前にお預けいただいた定額郵便貯金等については、関係する規定がなお効力を有するとされています。

**Q.4** 払い戻しを受けられなくなる前に連絡を個別にもらえないのでしょうか？

**A.4** お客さまには、払い戻しを受けられなくなる前にお預け入れの際にお届けいただいたご住所宛てにご案内を送付しております。しかしながらご住所やお名前に変更があった場合には、変更のお手続きをしていただいていないとご案内が届かないことがあります。このため、郵便貯金証書や通帳に記載されたご住所やお名前に変更があった場合には、お早めに郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行店舗にて変更手続きを行っていただくようお願いいたします。

なお、郵便物の転居届のお手続きを行っていただいても、郵便貯金の変更手続きは別に行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

**Q.5** 昔、郵便局に貯金したと思うのですが、証書や通帳が見つかりません。どうすればよいですか？

**A.5** お近くの郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行店舗にて、郵便貯金の有無の調査(現存調査)をお申し付けください。

# お手元に満期を過ぎた郵便貯金はありませんか

ご家族にもご確認ください

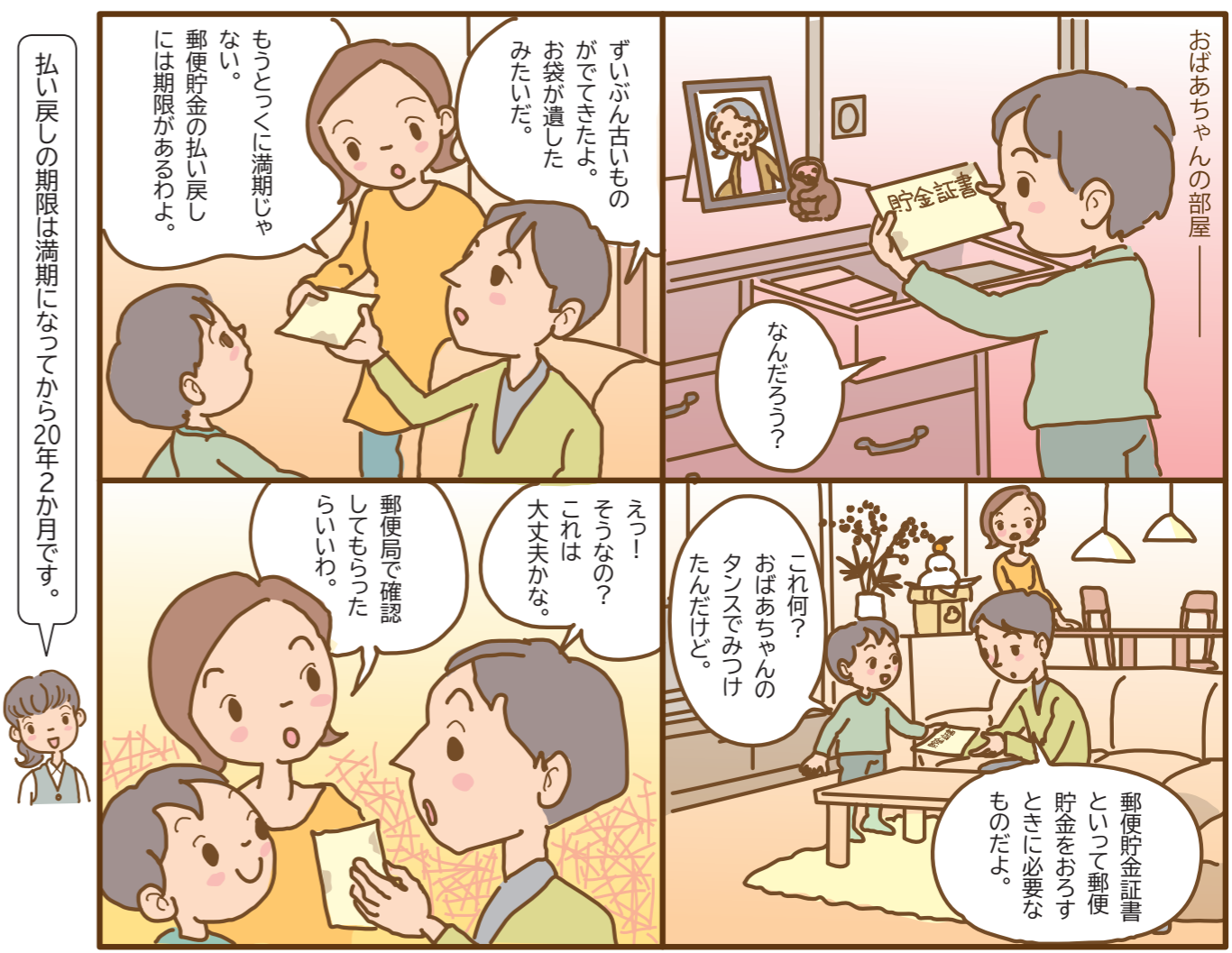
明けましておめでとうございます。

お正月といえばお年玉。子どもの頃、もらったお年玉を郵便局に預けたという方もいらっしゃると思います。

ところで、郵政民営化(平成19年10月1日)より前に預けられた定額郵便貯金等の払い戻しには期限があることをご存じですか。

この機会に、満期を過ぎた郵便貯金証書や通帳がご自宅に眠っていないか、ご家族の分も合わせてご確認ください。

払い戻しのお手続きはお早めに。







現役隊員の、今後の活動の展望や直面する課題に対し、小田切先生、畦地さん、隊員OB・OGから経験を踏まえたアドバイスがあるなど、全国で活躍する隊員にとっても今後の活動の参考となる話に、参加者は熱心に耳を傾けていました。

### トークセッション

司会として『農山村は消滅しない』などの著書をもつ明治大学農学部教授の小田切徳美先生、コメンテーターとして株式会社四万十ドラマ代表取締役の畦地履正さんを迎え、6名の地域おこし協力隊員、隊員OB・OGによるトークセッションが行われました。



隊員の提案で、地域内外を巻き込み完成させた水車の紹介。(篠山市)

### 分科会

全体会翌日の29日には、兵庫県内4自治体(篠山市、丹波市、南あわじ市及び朝来市)において、隊員及び自治体職員を対象とした分科会が開催されました。



隊員のガイドによる、空き家の利活用の現場を巡るまちあるきツアー。(朝来市生野地域)



洪水対策としての森林整備のため、隊員が間伐材の利用の工夫を提案。(丹波市)



酒造場をリノベーションし、ホテル・レストラン・チャレンジショップなどとして活用している施設の見学。(朝来市竹田地域)



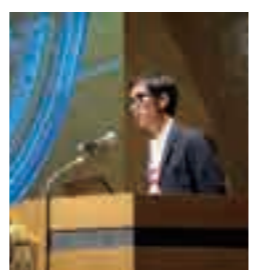
隊員が運営に携わる、地元漁師による沼島おのころクルーズを体験。(南あわじ市)

### 活動報告

現役隊員、隊員OGより活動報告がありました。



茨城県常陸太田市OGの長島由佳さんの活動報告。



愛媛県今治市の隊員、小松洋一さんの活動報告。



農林水産省の交付金を活用した地域おこし協力隊(旧田舎で働き隊)として大分県臼杵市で活動する小金丸麻子さんの活動報告。



奈良県川上村の隊員、鳥居由佳さんの活動報告。「仲良し」の栗山忠昭村長が登場する一幕も。

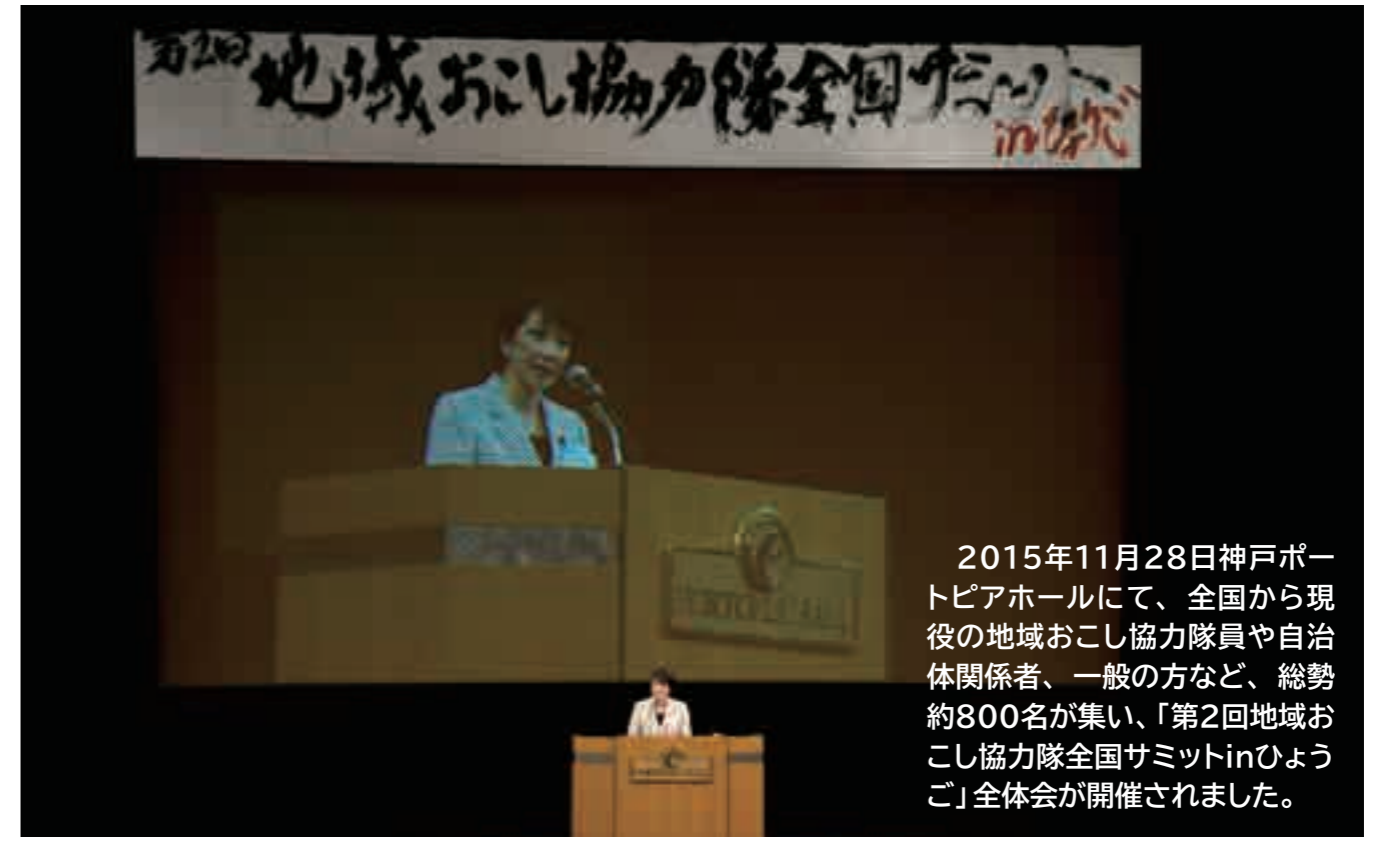
## 地域おこし協力隊 1,500名を超える隊員が全国で活躍

「地域おこし協力隊」とは、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらう、その定住・定着を図ることで、地域力の創造を図ることを目的とした制度。都市地域から過疎地域などの条件不利地域等に住民票を移動し、自治体から委嘱を受けて、概ね1年から3年以下の期間、「地域協力活動」(地域ブランド化や地場産品の開発・販売・プロモーション、農林水産業への従事、住民の生活支援など)を行う。制度が始まった2009年度は31団体、89人だったが、2014年度には444団体、1,511人(2013年度978名から1.5倍以上に増加)まで増えている。総務省は、概ね次に掲げる経費について、特別交付税により財政支援している。

- ①地域おこし協力隊員の活動に要する経費  
隊員1人あたり400万円上限(報償費等200万円※、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)  
※平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化している(隊員1人あたり400万円の上限は変更しない。)
- ②地域おこし協力隊員等の起業に要する経費  
最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
- ③地域おこし協力隊員の募集等に要する経費  
1団体あたり200万円上限

# 第2回 地域おこし協力隊 全国サミットinひょうごが開催されました

平成27年11月28日(土)ポートピアホールにて



2015年11月28日神戸ポートピアホールにて、全国から現役の地域おこし協力隊員や自治体関係者、一般の方など、総勢約800名が集い、「第2回地域おこし協力隊全国サミットinひょうご」全体会が開催されました。

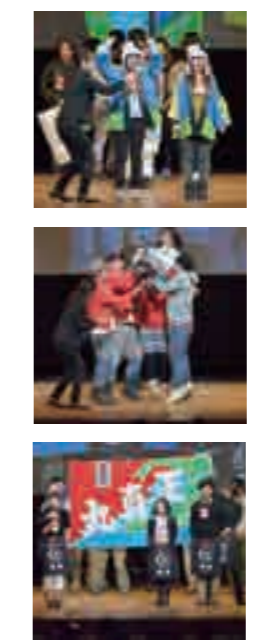
### 特別講演

株式会社四万十ドラマ代表取締役の畦地履正さんに「田舎ビジネスおしえちやる!」と題して講演いただきました。「六次産業化時代は一次産業の基盤再生なくして発展はありません。株式会社四万十ドラマは、一次産業を価値の中心とする創造的組織を目指しています。」と、しまんと地栗を活用した特産品開発の事例について話をされ、参加者は真剣な表情で聞き入っていました。



### PRタイム

全国の地域おこし協力隊員によるPRタイムでは、全国から集まった350名を超える隊員が壇上に上がり、地域のPRや自らの活動紹介など、熱いメッセージを発表しました。なかには、のぼり旗や被り物などを使ってユーモア溢れる演出をしたり、胴上げをして結束力をアピールしたりなど自治体ごとのカラーや創意工夫が見受けられ、会場が湧きあがりました。



### オープニング 書道

地域おこし協力隊のロゴを揮毫いただいた、書道家の薛翔文(せつ・しょうぶん)さんによる書道パフォーマンスで幕が上がりました。





# 地方のかがやき

福島県

しもごうまち  
下郷町

下郷町は福島県の西南、南会津地方東端の山間部に位置しています。周囲は標高約2,000mの山々に囲まれています。2008年に国道289号甲子道路が開通したことで白河I.Cからの所要時間が大幅に短縮し、東京からは車で約3時間かかりました。

人口計 / 6,161人 (2015年11月1日現在)  
面積 / 317.04km<sup>2</sup>  
HP... <http://town.shimogo.fukushima.jp/>



**下郷町キャラクター「しもごろう」**  
2015年に誕生した下郷町キャラクター「しもごろう」。郷土料理「しんごろう」をモチーフとして、足は「しんごろう」を焼く時の炭火、尾は串がデザインされています。

**郷土料理 しんごろう**  
硬めに炊いたご飯をすりつぶして俵型に握ったものを竹串に刺し、特産品のじゅうねん(エゴマ)味噌を塗って炭火で焼いたもの。郷土の味として古くから愛されています。

昭和30年に檜原町、旭田村、江川村が合併し誕生した下郷町は、長い歴史の中で自然と文化を絶やすことなく今日へ伝えてきました。国選定の重要伝統的建造物群保存地区である「大内宿」を始めとして、重要文化財(建造物)である「観音堂」、天然記念物の「塔のへつり」や史跡「下野街道」など、自然と歴史が育んだ文化財を数多く有しています。また、標高600〜700mに位置する猿楽台地は「日本一のそば畑」とも呼ばれ、毎年8月下旬、白く小さなそばの花が咲く頃には県内外から多くの観光客が訪れます。

渓谷に囲まれた静かな温泉郷湯野上温泉でも、7月の温泉まつりや紅葉の時期に、点在する民宿や旅館は大変な賑わいをみせます。古き良き伝統を残した下郷町も、地方の多くが抱える人口減少・高齢化の問題が深刻になっています。

しかし、前述のような文化財や豊かな自然を元にした観光産業が大きな伸びを見せていることから、観光を柱とした交流事業を推進。滞在型観光をはじめとした積極的な交流事業の展開や、各集落の特性を生かした取組で町の活性化を図っています。また、木地細工や茅葺きなど地域産業の技術者育成に力を入れ、伝統技術を継承しています。

町民と行政が手を合わせた協働の取組は大きな可能性の広がりを見せ、新たなまちづくりの指針として期待されています。

## 豊かな自然と多くの文化財を絶やすことなく今日へ伝えるまち



**塔のへつり**  
「へつり」とは地元言葉で断崖のこと。百万年の歳月をかけて自然が作り出した渓谷で、吊り橋を渡れば川面近くまで行くことができます。



**大内宿半夏祭り**  
毎年半夏生(7月2日)に行われる、約800年続いている伝統行事。白装束に黒烏帽子を身につけた行列が天狗を先頭に宿場内を練り歩く、全国でも珍しいお祭りです。



**湯野上温泉駅**  
大内宿の町並みになぞらえて駅舎の屋根は茅葺きになっています。茅葺き屋根の駅舎は当駅以外では豊後中村駅のみ。東北の駅百選に選定されています。



**観音沼森林公園**  
観音山の麓にある観音沼周辺一帯の森林公園。遊歩道は全長3.2km。特に紅葉が沼に映り込む光景は「まるで絵画のよう」と人気が高く、毎年訪れる人も多い景勝地です。





観光客が絶えない街道沿い。茅葺き屋根の家々は、店舗としても住宅としても機能し、現在でも集落の人々が日々の営みを続けています。

室内から煙で蒸し茅を乾燥させるため、屋根の上には煙出しの通風口があります。



多くの観光客で賑わう街道は物産店や飲食店などが軒を連ねています。

# かがやき その2

## 歴史ある風景を保存し 地域経済の活性化に寄与

地域内の有志による住民憲章  
「売らない、貸さない、壊さない」

会津城下から3番目の宿駅として、1640年頃に整備された大内宿。伊達正宗の小田原参陣、豊臣秀吉の奥州仕置きの際に通行した記録も残る歴史

的な名所です。1981年4月に国の重要伝統的建造物群保存地区として選定され、保存活動が始まりました。全長約400mの旧街道沿いには茅葺き屋根の民家が整然と並び、その趣深い雰囲気人気となり観光客が集うようになりました。現在では1年を通して約80万人が訪れる、県内でも屈指の観光名所となっています。

保存活動は今なお居住する地域住民の手によって行われ、地域住民からなる「大内宿保存会」により「売らない、貸さない、壊さない」の3原則を元にした住民憲章を作成。景観保全や茅葺き屋根のための茅確保の取組、茅葺き職人の技術習得・継承のための講習会など、積極的な保存活動を行っています。



今年度作られたピザ釜。パンも焼けます。



クラブハウス内部の様子。収穫祭などではここで調理をした料理が振る舞われます。



「クラインガルテン下郷」の特徴のひとつは広い農地。中には自家製ハウスを作る人も。首都圏からの利用も多く、「畑仕事のおかげで健康になった」との声も挙がっているそうです。

# かがやき その1

## 滞在型の農村交流による 地域活力の再生

利用者の実体験をもとにして  
町の活性化を目指す滞在型農園

観光名所を数多く保有する下郷町。しかし通過型観光が多いため、観光資源のある地域とそうでない地域で交流格差が生じていました。そこで「交流型のまちづくり」の柱として、2012年、福島県初の自治体運営による滞在型市民農園「クラインガルテン下郷」を整備。農村交流を通じた地域活力の再生を図っています。

施設には「ラウベ(休憩施設)」3棟及び一区画農地約200㎡のほかクラブハウスが整備され、交流会や講習会などのイベントが行われています。管理人が常駐(冬期以外)しており、除草・農作業指導などもきめ細かく対応し、農業初心者をサポート。標高が高く涼しいことから、夏も農作業を行いやすいと好評です。「クラインガルテン下郷」をきっかけとした移住者も現れました。今後下郷町への定住化を見据えて活発な交流を目指していきます。



秋の収穫祭の様子。利用者の親族が集まり、クラブハウスに入りきれないほどの人数が集まりました。



白菜やニラ、大根やサツマイモ、トマトなどさまざまな野菜を収穫できます。高原野菜が育てやすいとが。

## 住民が一体となって育んだ 「なかやま雪月火」

人口減少と高齢化が進む中山地区が村おこしのために始めた「なかやま雪月火」。当初は区民の間のみで行われていましたが、年々来訪者が増え、現在では下郷の冬を代表する一大イベントとなりました。雪原に広がる約2千本ものろうそくの灯と夜空に浮かぶ月の幻想的な光景は、訪れる人々に大きな感動を与えています。

2013年には「日本夜景遺産」にも認定され、2015年11月発売の特殊切手「日本の夜景シリーズ」の題材にもなりました。

### DATA

問い合わせ：下郷町観光協会  
TEL：0241-69-1144



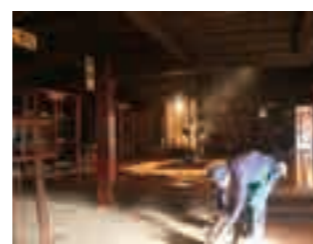
観光客が自分で火を灯すことができる参加型イベントです。



宿駅当時の風習を伝える大内宿町並み展示館。会津西街道の川島・糸沢本陣を参考に復元されました。TEL:0241-68-2657



写真や生活用品のほか、茅葺き屋根の仕組みなどもわかりやすく展示されています。



住居としては使われていないため、定期的な清掃など保全活動を行っています。



ラウベの軒先で干し柿を作る利用者も。

## 移住へのお試し期間に農園は最適



埼玉県さいたま市在住 三角さん

もともと田舎暮らしに憧れていた三角さんにとって、下郷町は理想的な環境だったそうです。晴れた日は畑を耕し、雨の日は農業の本などを読むことに「晴耕雨読」の生活。「移住へのお試し期間としても、農園は最適。のんびりと畑に向き合いながら、自分を見つめ直す時間が持てます」と、農園で多くの時間を過ごしています。



# 平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で、マイナンバーの利用が始まります。

こんな場面で、あなたも**マイナンバー**を使います。

## 学生



- アルバイトの勤務先に
- 奨学金の申請時に
- 勤労学生の控除手続に

## 主婦・保護者



- パート・アルバイトの勤務先に
- 出産育児一時金や育休の申請時に
- 児童手当の申請時に

## 従業員



- 扶養控除等(異動)申告書など会社に提出する税務関係書類に
- 健康保険や雇用保険、年金などの手続に

## 高齢者・障害者など



- 年金給付の手続に
- 福祉や介護の手続に
- 災害時の支援利用時に

## 外国人



- 中長期在留者や特別永住者などの外国人も税や社会保障等の手続でマイナンバーを使います。

ずっと  
使うから  
大切にね!



- マイナンバーを使う手続は法令で定められています。
- マイナンバーを使う手続では、身元確認書類による本人確認も行うため、マイナンバーだけでなりすましはできません。

マイナンバーのお問合せは

**新設**

マイナンバー  
総合フリーダイヤル

**0120-95-0178 (無料)**

平日 9:30～22:00  
土日祝 9:30～17:30  
※年末年始を除く

- 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、

通知カード・個人番号カードについては **050-3818-1250**  
その他のお問合せについては **050-3816-9405**

におかけください。

マイナンバーについて詳しくは

**検索**

マイナンバーに便乗した不正な勧誘や情報取得などにご注意ください。

役所や公の機関の職員が自宅を訪問したり、電話をすることはありません。お金を求めることもありません。

あやしいと思ったら

① 消費者ホットライン **188** (お近くの消費生活相談窓口をご案内します。)

② 警察相談専用電話 **#9110** 又は最寄りの警察へ

平成27年11月 改訂版